

重要事項説明書

介護老人保健施設イルアカーサのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・施設名 | 介護老人保健施設イルアカーサ |
| ・開設年月日 | 平成26年4月1日 |
| ・所在地 | 東京都足立区六木四丁目9番地10号 |
| ・電話番号 | 03-5673-1020 |
| ・ファックス番号 | 03-5673-1021 |
| ・管理者名 | 西直人 |
| ・介護保険指定事業所番号 | 介護老人保健施設(1352180044) |

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設イルアカーサの運営方針】

理念 『家（うち）へ帰ろう』

- ① 病気に打ち勝ち家へ帰ろう
 - ② 活力を取り戻し家へ帰ろう
 - ③ 穏やかに永遠の家へ帰ろう
-
- ・ 私たちは、以上3つを基本理念とし早期の在宅復帰をお手伝いします。
 - ・ 私たちは、利用者様お一人お一人のお気持ちや状態に応じたケアを提供します。
 - ・ 私たちは、利用者様の「できること」に目を向け、活用し、最大限に引き出すことのできるリハビリテーションを心がけます。
 - ・ 私たちは、様々な専門職スタッフによる、質の高いサービスを提供いたします。
 - ・ 私たちは、施設の利用者様だけでなく、地域住民の皆様にとっても身近な専門職としてお役に立てるよう努力します。
 - ・ 私たちは、利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - ・ 私たちは、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(3) 施設の職員体制

	常勤換算	業務内容
管理者	1人	施設従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
医 師	1人以上	利用者に対する適切な健康管理・療養指導及び診察業務等
看護職員	10人以上	医師の指示のもと利用者の療養上の看護に当たり、保護衛生・日常生活の介護・看護業務等
薬剤師	0.4人以上	薬剤管理
介護職員	24人以上	日常生活の介護・相談指導等
支援相談員	1人以上	利用者の処遇上の相談・生活指導を行うほか、市区町村他機関等との連携・打ち合わせ等
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2人以上	医師の指示のもと利用者の機能回復訓練等
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養及び給食の管理指導・栄養相談等
介護支援専門員	1人以上	利用者の介護認定調査及び施設サービス計画の作成等
事務職員	2人以上	受付・庶務及び経理事務等

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 個室：4室、4人部屋：24室

(5) 通所定員等

- ・定員 40名

※当施設をご利用になれる方

・要介護1以上の要介護状態を受けている65歳以上の方

但し、40歳～64歳の方でも若年性認知症や関節リウマチなどの特定疾病により要介護認定を受けている場合

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。費用は実費負担となります。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 秘密保持

当施設の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また当施設職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【別紙2】のとおりです。

4. 緊急時等における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。（主治医・家族等の連絡先は利用申込書にご記入ください。）

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村及び家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合は、速やかに損害賠償を行います。

6. 資質向上のための研修の機会の確保

当施設職員の資質向上のため、採用後1ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保いたします。

当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。尚、入所中の受診時の検査にかかる費用および特定の診療科目の診察料につきましては、原則他科受診に沿って算定されますので、ご負担いただく場合がございます。

○協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人社団慈生会 等潤病院
- ・住 所 東京都足立区一ツ家4丁目3番4号

○協力歯科医療機関

- ・名 称 綾瀬デンタルクリニック
- ・住 所 東京都葛飾区小菅4丁目11番5号 第9優和ビル1F・2F

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

① 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

② 面会

面会時間は、月～土曜日：午前10時～午後7時、日・祝祭日：午前10時～午後5時までとなります。その際、1階受付にて面会簿に御記入願います。

③ 外出・外泊

サービスステーションにて外出・外泊の許可をお申し出ください。ご利用者様の体調によって許可できない場合もあります。（1ヶ月に連続で5泊6日が限度）

④ 外泊時等の施設外での受診

介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設ということから、みだりに医療機関での診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承ください。やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡ください。また、高度な医療処置が必要な場合や様態が急変した場合は、医療機関に転院していただくことがあります。

⑤ 飲酒

酒類の持ち込みはご遠慮下さい。なお、施設内でのイベント時などにおいて、医師の許可のもと、酒類を提供することがあります。

⑥ 喫煙

施設敷地内は全面禁煙といたします。

- ⑦ 火気の取り扱い
防火上、火気類の持ち込みは禁止いたします。
- ⑧ 設備・備品の利用
施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等生じた場合、賠償していただく場合がございます。
- ⑨ 所持品・備品等の持ち込み
「ご入所時にご用意いただくもの」に基づき、居室の家具の収容範囲内でお持ち込みください。所持品等には必ず記名をし、随時補充をお願いします。
- ⑩ 食品の持ち込み
当施設では、管理栄養士がご利用者様の食事管理を行っております。原則、施設内への食べ物の持ち込みは禁止とさせて頂いております。(但し、ご面会時ご家族様と一緒に召し上がる場合のみ可) 又、残された場合は、必ずお持ち帰り下さい。生もの・お餅・飴等の持ちこみはお控え下さい。他のご利用者様へお菓子等配る方がいらっしゃいますが、食事制限の必要な方もいられますので、ご遠慮下さい。
- ⑪ 洗濯物
洗濯方法は基本ご自宅への持ち帰り（ご家族対応）にてお願いしております。入浴日の着替えのほか適時着替えをいたしますので、早めの補充交換をお願いします。
- ⑫ 金銭・貴重品の管理
高額な金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失等については施設側では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑬ 宗教活動
宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すことを禁止します。
- ⑭ ペットの持ち込み
原則禁止とします。
- ⑮ 居室移動について
ご本人の状態、対人関係及び施設の都合等で居室を移動していただくことがありますのでご了承下さい。
- ⑯ 職員への差し入れ・お心付けについて
職員への差し入れ・お心付けについては、当施設では禁止されています。ご協力ををお願いいたします。
- ⑰ 個人情報（サービス提供記録）の開示については、個人情報請求書の提出により閲覧・交付・停止する事が出来ます。
- ⑱ 刃物類の持ち込みは禁止です。（はさみ、カッター類及び先の尖った物）

9. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター、防火扉、排煙装置、非常放送設備、自家発電設備、防炎カーテンなど
- ・防災訓練 年2回
- ・当施設は、防災訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 1. 要望及び苦情等の相談

当施設に対する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任を持って対応させていただきます。（【別紙3】「相談・苦情について」を参照ください。）

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、その人らしい日常生活を営めるよう、また、地域・家庭への復帰をめざした施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療 :

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護・口腔衛生を行います。

◇リハビリテーション :

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理 :

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス :

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

利用料金については「料金表」をご覧ください。

4. 施設窓口営業時間

※原則、通常窓口応対は、平日（月～土）の8時45分～17時までとなります。

日曜・祝日は、一部の窓口業務（お支払い等）は、お受け出来かねますのでご了承下さい。

【別紙2】

個人情報の利用目的

介護老人保健施設イルアカーサでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【別紙3】

相談・苦情について

当施設では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様の相談・苦情に迅速かつ適切に対応できる体制を下記のとおり整えております。下記の窓口または施設に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、何なりとお申し付けください。

(1) 担当窓口

○担当者 小林 孝道

(電話 03-5673-1020)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

○足立区介護保険課事業者指導係（代表番号）（電話 03-3880-5111）

○基幹地域包括支援センター （電話 03-6807-2460）

○東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談窓口

（電話 03-6238-0177）